

社会福祉法人 神戸町社会福祉協議会
役員等の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人神戸町社会福祉協議会の定款第10条及び第25条の規定に基づき、理事等の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(理事等)

第2条 この規程において、理事等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(費用弁償)

第3条 理事等が、その職務のため、評議員会及び理事会に出席したときは、別表1により費用を弁償する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表1 費用弁償

役職名	金額
理事・監事	2,200円
評議員	2,200円

附 則

この規程は、平成29年6月17日から施行する。